

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第14節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の輸入後の取扱い)</p> <p>17-3 法第17条第1項の規定により関税の免除を受けた貨物の輸入後における取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>令第37条の2</u>に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長 承認申請書」(T-1065)とし、2通(原本、承認書用)を輸入許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押印して申請者に交付する。</p> <p>なお、輸入後、関税の免除を受けた貨物が差押え(私人の訴えによるものを除く。)を受けているために再輸出することができない場合は、法第17条第1項に規定する「これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由」に該当することとなるので、留意する。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>第14節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の輸入後の取扱い)</p> <p>17-3 法第17条第1項の規定により関税の免除を受けた貨物の輸入後における取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>令第37条第2</u>に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長 承認申請書」(T-1065)とし、2通(原本、承認書用)を輸入許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押印して申請者に交付する。</p> <p>なお、輸入後、関税の免除を受けた貨物が差押え(私人の訴えによるものを除く。)を受けているために再輸出することができない場合は、法第17条第1項に規定する「これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由」に該当することとなるので、留意する。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>